

水道水における放射性物質対策検討会開催要綱

1. 趣旨

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生後、周辺環境から放射能が検出されたことを受け、厚生労働省においては、関係地方公共団体に対して、地方自治法に基づく技術的助言として、水道水中の放射性物質のモニタリングの実施と、指標等を超過した場合の摂取制限及び広報の要請等を行ってきた。

こうした中、モニタリング結果等を踏まえ、水道水の摂取制限の要請や解除に関する考え方や、水道水中の放射性物質の低減方策等の検討を行うことにより、中長期的な水道水の安全性確保に万全を期すことが必要である。

このため、有識者の参加を求め、水道水中の放射性物質対策に係る今後の課題について検討するため、本検討会を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 構成員については、別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (2) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。

3. 検討事項

- (1) 水道水への放射性物質の影響メカニズムの検証
- (2) 水道水の摂取制限の要請や解除に関する考え方
- (3) 水道水中の放射性物質の低減方策
- (4) モニタリング結果を踏まえた中長期的な取組

4. その他

- (1) 検討会は、健康局長が開催する。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局水道課において行う。
- (4) 本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。